

# CASBEE<sup>®</sup> 評価認証申請要領

(戸建住宅を除く建築物)



ハウスプラス確認検査株式会社

## - 目 次 -

1-1. CASBEE の概要 .....	3
1-2. CASBEE 評価認証 .....	3
1-3. 対象建築物 .....	4
1-4. 使用する評価ツール .....	4
1-5. 申請フロー .....	5
1-6. 申請図書等の作成要領 .....	6
1-7. CASBEE 評価認証手数料 .....	8
1-8. 申請の取り下げ .....	8
1-9. お問い合わせ先 .....	8

### 1-1. CASBEE の概要

CASBEE (建築物総合環境性能評価システム: **Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency**) とは、建物を環境性能で評価し、格付けするシステムで、国土交通省の主導の下、財団法人建築環境・省エネルギー機構(**IBEC**)を中心に開発が行なわれています。

本システムでは、省エネや省資源・リサイクル性能といった「建築物がもたらす環境負荷 L (Load)」と、室内の快適性や景観への配慮といった「建築物の環境品質・性能 Q(Quality)」の両面から総合的に評価を行い、環境性能効率「 $BEE = Q/L$ 」の値から、「S」「A」「B+」「B-」「C」の 5 段階で格付けします。」

CASBEE の開発・普及は、「京都議定書目標達成計画」(2005 年 4 月 28 日閣議決定)における重要施策のひとつとして位置付けられるとともに、全国のいくつかの自治体では、一定規模以上の建築物を建てる際に、CASBEE による環境性能評価の届出を義務付けています。また、設計コンペ、プロポーザル、PFI 事業などの提出書類に、CASBEE での評価結果が加えられるケースも増えてきています。

### 1-2. CASBEE 評価認証

CASBEE 評価認証は、評価結果の信頼性や透明性の確保を目的として、IBEC 及び IBEC が認定した CASBEE 評価認証機関が認証する制度です。

ハウスプラス確認検査(株)は、平成 21 年 4 月 1 日に IBEC より CASBEE を行う第三者機関として認定を受け、CASBEE 評価認証業務を行っています。

認定番号	IBEC 機関認定第 9 号
区 分	すべての建築物
対象地区	日本全域
期 間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日

### 1-3. 対象建築物

CASBEE 評価認証の対象は、次の用途の日本全域の建築物となります。

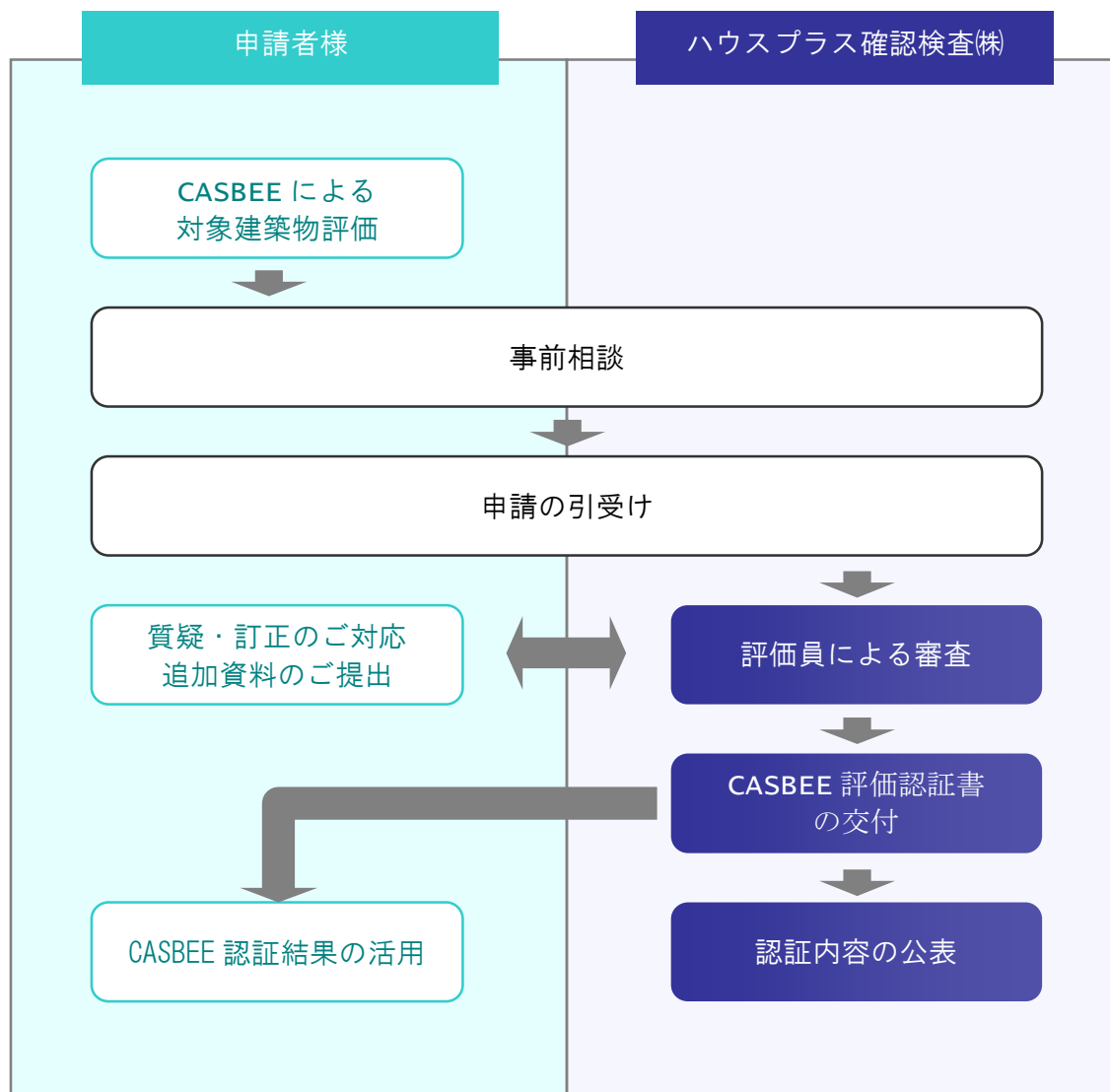
表 1 適用対象用途

用途区分	用途名	含まれる用途
非住宅系用途	事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
	物販店	百貨店、マーケットなど
	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
	集会場	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場など
住宅用途	病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホテル	ホテル、旅館など
	集合住宅	集合住宅

### 1-4. 使用する評価ツール

- 1) 設計・建設時及び竣工後 **3 年**までの建築物については、CASBEE-新築、CASBEE-新築(簡易版)を用いて評価することができます。
- 2) 竣工後 **1 年**以上経過した建築物については、現在の状態に基づき CASBEE-既存で評価することができます。
- 3) CASBEE-改修は、大規模改修を行う際に、現状の状態及び改修設計の内容に基づいて評価を行います。この場合、CASBEE-既存と同様に竣工後 **1 年**以上経過していることが必要です。
- 4) 複合用途建築物の場合には、**1 用途**毎の単用途建築物として評価した結果と、複合用途建築物評価ソフトを用いた各用途の結果を集計した結果の両方が必要となります。複合用途建築物評価のソフトは、財団法人 建築環境・省エネルギー機構のホームページからダウンロードが可能です。

## 1-5. 申請フロー



### 1) 事前相談

ご申請にあたっては、ハウスプラス確認検査(株) 戸建・環境認証部まで事前相談をお申込み下さい。ご申請の内容、ご申請関係の図書、スケジュール等について確認をさせていただきます。

### 2) 申請の引受け

1-6. 申請図書等の作成要領を参考に、CASBEE 建築評価申請に必要な図書を作成いただき正本1部、副本1部を、ご提出ください。ご提出の方法は、直接窓口にご持参いただくか、郵送でお願いいたします。ただし、記入漏れや不備等がある場合には受付できない場合がありますのでご了承下さい。

受付後は「引受承諾書」とともに、評価認証手数料の請求書を発行し、郵送いたします。

### 3) 手数料の支払

郵送された請求書に指定された期日（原則として引受日の1ヵ月後）までに所定の銀行にお振込み下さい。なお、振込手数料は申請者のご負担でお願いいたします。支払期日までに支払われない場合は評価認証業務を中断することがありますのでご注意ください。

### 4) 評価員による審査

必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施いたします。評価認証においての疑問点や指摘事項などは、E-mail や FAX 等にて通知いたしますので、速やかに回答書を（必要があれば追加書類を添えて）E-mail や FAX 等にてご提出下さい。

申請関係図書の内容（ヒアリングや追加資料を含む）では適確に評価認証ができないと判断したときは「通知書」にてその旨及びその理由を通知し、評価認証業務を終了します。

### 5) 評価認証書の交付

審査が完了しましたら、「建築物総合環境性能評価認証票（CD-ROM）」、「CASBEE 評価認証書」、「評価結果」を発行し、申請図書の副本1部を返却します。

尚、評価認証の過程で修正や差し替えが発生した資料、または参考として提出して頂いた資料等については、原則として返却いたしませんのでご了承ください。

### 6) 評価認証の公表

評価認証書交付後、当社のホームページ及び IBEC のホームページにて評価認証を行った旨を公表いたします。公表内容は、①評価認証番号・認証日 ②建物の名称 ③申請者名 ④設計者・施工者名 ⑤建設地 ⑥建物用途・規模 ⑦評価ツール・評価段階 ⑧竣工(予定)日 ⑨認証有効期限とします。

## 1-6. 申請図書等の作成要領

### 1) 申請図書の体裁

- 申請図書は A4 版のファイル綴じにしてください。
- ファイルの背表紙に、申請物件の名称と申請者名を記入してください。また、ファイルが分冊となる場合には、分冊の番号（例：1/2）を記載してください。
- 資料の項目ごとに、インデックスシートを挿入し、資料の構成が分かるようにしてください。

## 2) 申請図書の構成

申請図書		備 考
1	CASBEE 評価認証申請書	様式 HPC0001 により作成してください。
2	(資料の目次)	
3	チェックシート	申請者記入欄に記入してください。
4	評価建築物の全体概要を示す資料	① 設計概要書 ② 案内図、周辺図(既存建物配置、高さ、緑地等が分かるもの) ③ 平面図 (1階、基準階) ④ 立面図 ⑤ 断面図 ⑥ パース ⑦ 計画地とその周辺が含まれたカラーの航空写真(写真内に方位と計画地を書き入れたもの、または写真内に方位と完成予想図を入れたもの) ⑧ 申請建物の仮想閉空間を示す資料 ⑨ その他参考資料(必要に応じて)
5	環境設計の配慮事項	様式 HPC0002 により作成してください。
6	CASBEE 評価シート	CASBEE 評価ソフトの以下の出力結果を添付してください。 また、評価シートの電子データを E-mail または CD-ROM にてご提出ください。 ① メインシート ② 評価結果表示シート ③ スコアシート ④ 採点(解説)シート ⑤ (付録シート) 評価ソフトが最新バージョンであることを IBEC の CASBEE ホームページにてご確認ください。評価ソフトのバージョンは、評価ソフトのメインシートの右上に表示されています。
7	各評価の考え方とその根拠を示す資料	各項目の評価根拠となる資料を提出してください。 具体的な資料の作成については、【補足：根拠資料について】をご参照ください。

#### 1-7. CASBEE 評価認証手数料

申請建築物の延べ面積	用途	金額（消費税別）
2,000 m <sup>2</sup> 未満	-	事前相談の上、御見積にて対応
2,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	単一用途	450,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 100,000 円を上記金額に加算
10,000m <sup>2</sup> 以上 50,000m <sup>2</sup> 未満	単一用途	550,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 150,000 円を上記金額に加算
50,000m <sup>2</sup> 以上	単一用途	650,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 180,000 円を上記金額に加算

#### 1-8. 申請の取り下げ

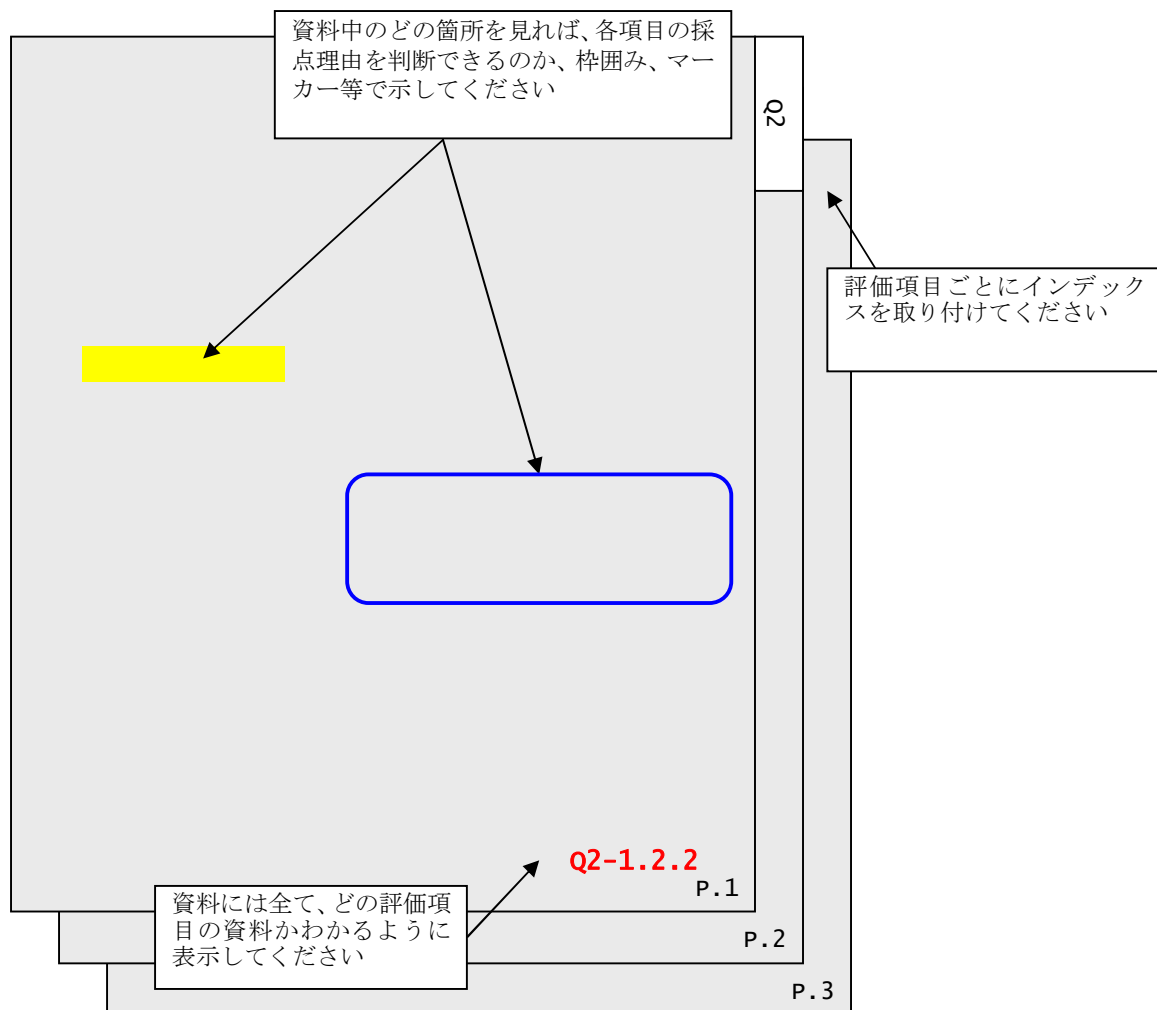
CASBEE 評価認証書の交付前であれば「取下届」をご提出いただくことにより、申請を取り下げることができます。ただし、評価認証手数料はご負担いただくこととなりますのでご了承ください。

#### 1-9. お問い合わせ先

ハウスプラス確認検査株式会社 戸建・環境認証部  
〒108-0014  
東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル本館 4 階  
TEL:03-5962-3830 FAX: 03-5427-3186

【補足：根拠資料について】

①根拠資料は、評価項目と根拠となる部分の関係が分かるように、以下のように作成してください。※共通する資料でも、各評価項目ごとに重複して添付してください。



②根拠となる資料が提出されない項目については、最低レベルの評価になります。

③審査過程で根拠資料の追加や、差替えを行う場合には、その資料にもページ番号をつけて、どの資料の差替えか、どの部分に資料を追加するのかが分かるようにしてください。